

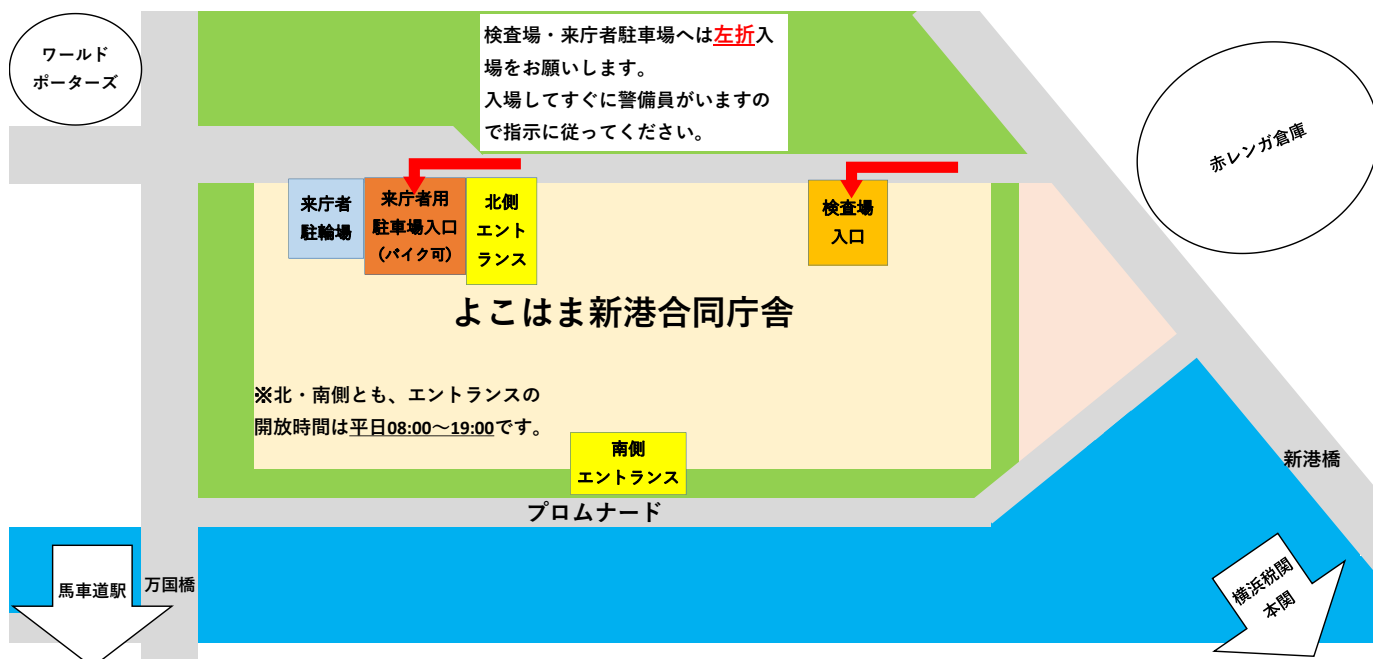
第768回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和5年10月17日（火） 11時00分～
2. 場 所 よこはま新港合同庁舎 3階 大会議室
3. 議題等（説明者等）
 - (1) 「よこはま新港合同庁舎へのアクセス等について」
 - (2) 「G7関係閣僚会合等開催に伴う取締・検査への協力依頼について」
（業務部 管理課 酒井 課長）
 - (3) 「税関事務管理人届出手続等に係る関税法基本通達等の改正について」
（業務部 通関総括第1部門 浦本 統括審査官）
 - (4) 「加工再輸入減税制度マニュアル改正（2023年10月）について」
（業務部 通関総括第3部門 下山田 統括審査官）
4. 事務局からの連絡事項等
5. 終了後、「よこはま新港合同庁舎」関係施設見学会

よこはま新港合同庁舎

3階横浜税関 通関等窓口へのアクセス

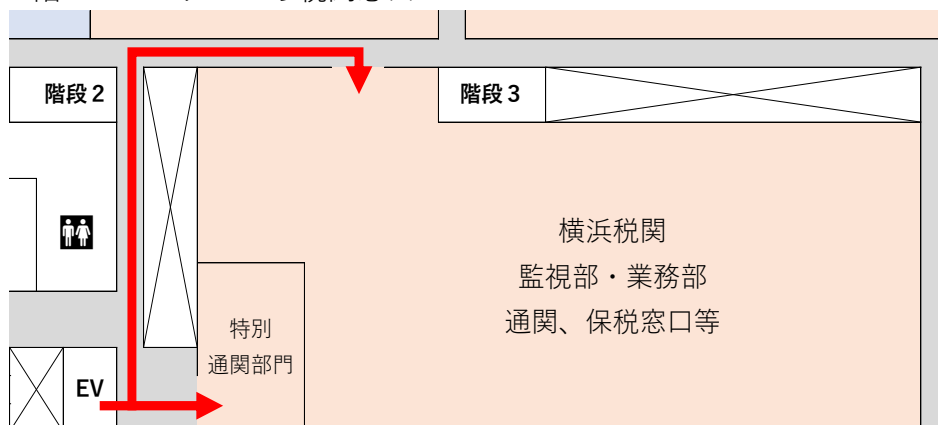
1. 庁舎へのアクセス



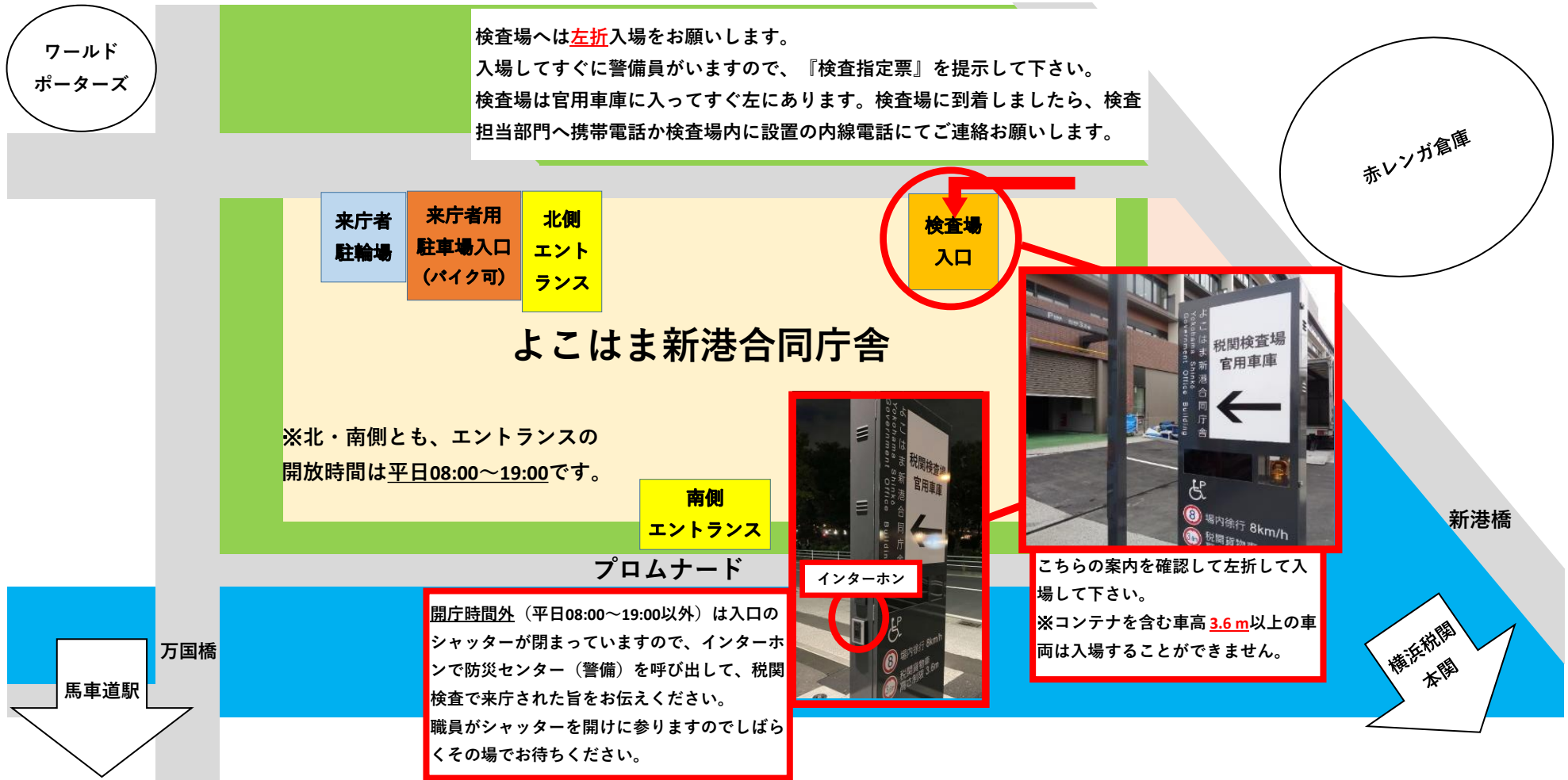
2. エントランスから3階へ



3. 3階エレベーターから税関窓口



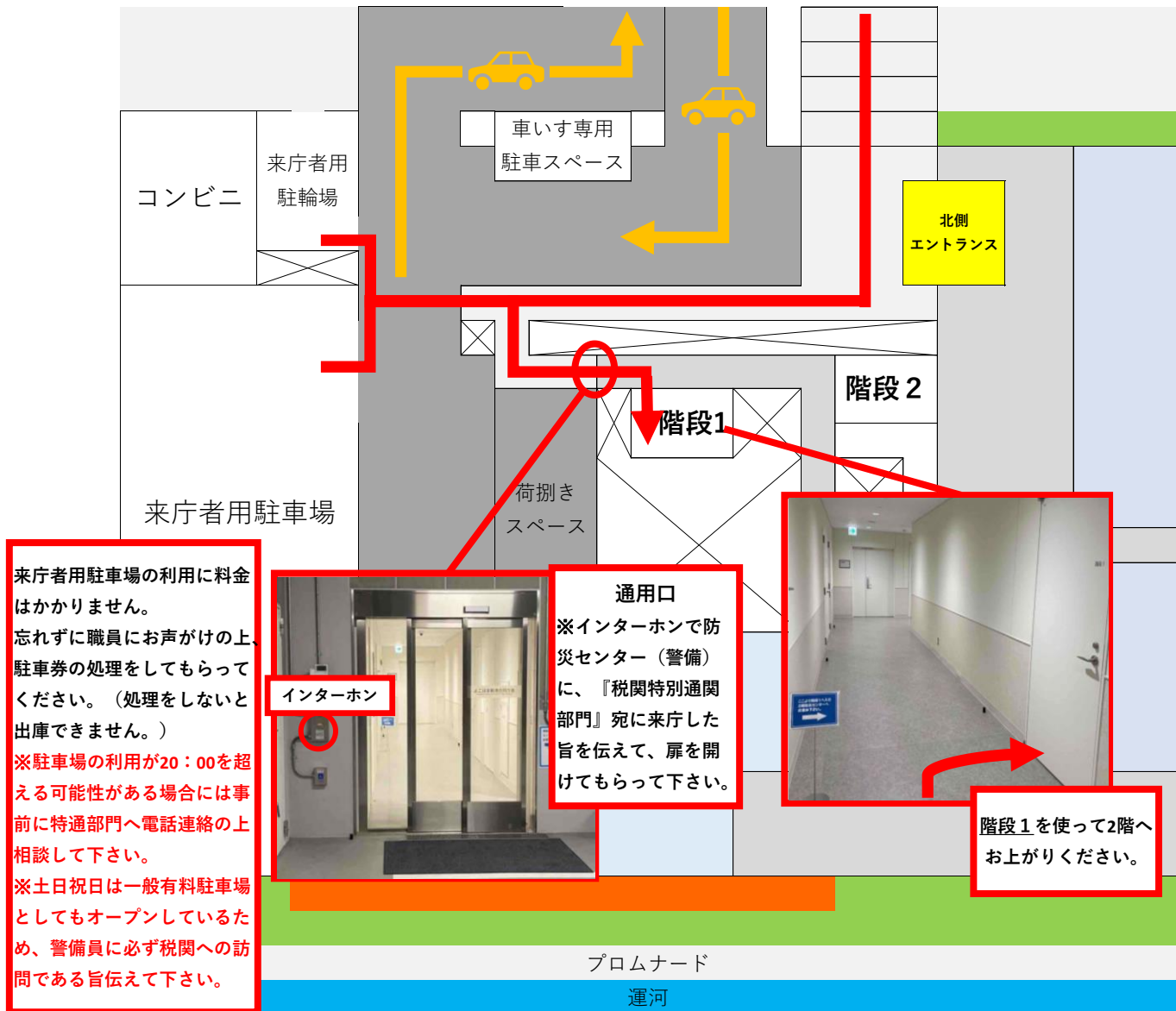
よこはま新港合同庁舎に税関検査で来られる方へ



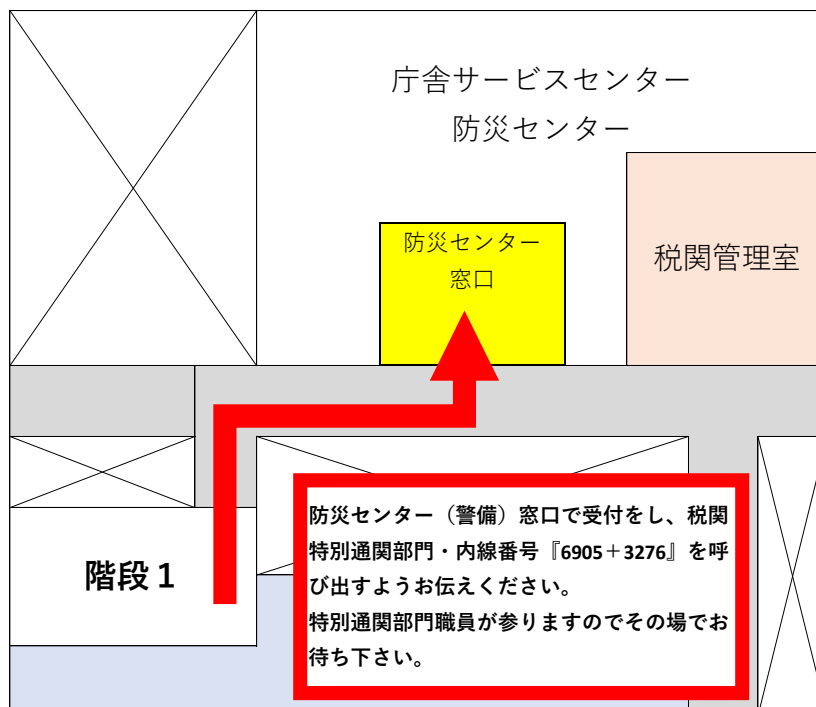
閉庁時間帯の特別通関部門への来庁の方法

閉庁時間帯（平日08:00～19:00以外）はエントランスが閉まっていますので、下記方法にて北側エントランス近くにある通用口より来庁願います。

1. 北側エントランスから通用口を通して2階へ



2. 2階防災センター（警備）窓口で受付をして下さい。



令和5年10月

横浜税関

G 7 関係閣僚会合等開催に伴う取締・検査への協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今後、国内開催が予定されておりますG 7 関係閣僚会合及び日 ASEAN 特別首脳会議を標的としたテロ行為等を未然に防止し、G 7 関係閣僚会合等の円滑な実施に資するため、水際対策を強化しております。

水際対策強化のため税関検査等の頻度が増加いたしますが、趣旨をご理解いただき、取締り及び検査強化へのご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人及び船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂きますようご協力をお願いいたします。

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ パレットが通常と異なる材質・不自然に加工されている。
- ・ 内容点検において不審な貨物を発見した。
- ・ 急な配送先の変更や不自然な配送先を指定してくる輸入者がいる。
- ・ 配送先がG 7 関係閣僚会合等会場宛の不自然な貨物がある。等

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



密輸に関する情報提供

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>



横浜税関HP

水際対策強化への ご協力のお願い

横浜税関はG7関係閣僚会合等開催に伴いテロ防止に全力で取り組んでおります

本年10月以降

『G7関係閣僚会合』及び『日ASEAN特別首脳会議』が開催されます。

税関では、テロ行為等を未然に防止するとともに、G7関係閣僚会合等の円滑な実施に資するため、輸入貨物や入国者への検査を強化してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

S

T

O

P

密輸情報の提供のお願い



密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。

身の回りで「テロ関連物資等の密輸に関する情報」がございましたら税関密輸情報窓口にご連絡ください。

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル **0120 - 461 - 961**
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



横浜税関HP

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



密輸に関する情報提供



テロ関連物資

財 関 第 9 3 7 号
令和 5 年 9 月 27 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 江 島 一 彦

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 5 年10月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 6 章 通関 第 3 節 一般輸入通関 （貨物を輸入しようとする者の意義） 67－3－3 の 2 令第 59 条第 1 項第 1 号に規定する「貨物を輸入しようとする者」の意義については、次による。 (1) （省略） (2) 上記(1)以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。この場合において、輸入の目的たる行為を行う者とは、例えば、次に掲げる者が該当する。 イ （省略） ロ 委託販売のために輸入される貨物については、当該貨物の販売の委託を受けて自己（受託者）の名義をもって販売する者 ハ・ニ （省略） なお、当該「貨物を輸入しようとする者」は、法第 6 条の規定に基づき、当該貨物に係る関税を納付する義務を負うことになるので留意する。 第 9 章 雑則 （税関事務管理人の届出手続） 95－2 法第 95 条第 2 項の規定による届出の手續は、次による。 (1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）」（C－7500）2 通（原本、交付用）を法第 95 条第 1 項に規定する税関関係手續等（以下「税関関係手續等」という。）を行う税関に提出することにより行わせ、うち 1 通（交付用）に受理印（C－5000）を押印して届出者に交付する。なお、申告者等と税関事務管理人との間に税関関係手續等の処理に係る委任契約その他の契	第 6 章 通関 第 3 節 一般輸入通関 （貨物を輸入しようとする者の意義） 67－3－3 の 2 （同左） (1) （同左） (2) （同左） イ （同左） ロ 委託販売のために輸入される貨物については、当該貨物の販売の委託を受けて販売する者 ハ・ニ （同左） （同左） 第 9 章 雑則 （税関事務管理人の届出手続） 95－2 （同左） (1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）」（C－7500）2 通（原本、交付用）を法第 95 条第 1 項に規定する税関関係手續等（以下「税関関係手續等」という。）を行う税関官署に提出することにより行わせ、うち 1 通（交付用）に受理印（C－5000）を押印して届出者に交付する。なお、申告者等と税関事務管理人との間に税関関係手續等の処理に係る委任契約その他

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
約がある場合には、令第84条第2項の規定に基づき添付される当該契約の内容を明らかにする書類により当該内容を確認するものとする。 この場合において、<u>同一の届出書を提出すべき税関が二以上あるときは、それらの税関長名を届出書の宛先に列記し、それらの税関のうちのいずれかに提出することができるものとする。</u> (2) （省略） (3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）2通（原本、交付用）を上記(1)の規定により届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を押印して届出者に交付する。 <u>この場合において、申告者等が、二以上の税関に対して一の届出書により上記(1)の届出をした税関事務管理人について、二以上の税関に対して同一の解任届出書を提出するときは、それらの税関長名を解任届出書の宛先に列記し、上記(1)の届出書を提出した税関官署に当該解任届出書を提出することができるものとする。</u> <u>なお、申告者等が、二以上の税関に対して一の届出書により上記(1)の届出をした税関事務管理人について、上記(1)の届出をした税関以外の税関のみに対して解任の届出をする場合には、解任届出書をその解任に係る税関に提出させるものとする。</u> <u>(4) 届出者の利便性等を考慮し、上記(1)の届出書又は(3)の解任届出書を、その提出すべき税関の署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u>	の契約がある場合には、令第84条第2項の規定に基づき添付される当該契約の内容を明らかにする書類により当該内容を確認するものとする。 この場合において、<u>当該届出書を提出すべき税関官署が二以上あるときは、いずれか一の税関官署に提出させるものとする。</u> (2) （同左） (3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）2通（原本、交付用）を上記(1)の規定により届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を押印して届出者に交付する。 （新設）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
再調査の請求についての決定を経ない審査請求について（C－7010） （省略） <u>税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）</u> （C－7500） 届け出る税関事務管理人が納税管理人を兼任しない場合は、<u>標題の「（消費税等納税管理人届出書兼用）」及び本文中の「国税通則法第117条第2項」を2本の線で消し込んで使用する。</u> <u>「税関長」欄には、届出先税関長名を記載する。</u> <u>なお、二以上の税関に対して同一の届出をするときは、それらの税関長名を「税関長」欄に列記し、それらの税関に所属する官署のうちのいずれかに提出することとして差し支えない。</u> <u>また、既に届け出た税関事務管理人に係る届出事項の一部について変更がある場合（当該税関事務管理人を他の税関に対しても届け出る場合を含む。）は、後に届け出る際の届出書において先に届け出た際の届出書と同一の記載となる欄（「届出年月日」、「税関長」及び「届出者の氏名又は名称」欄を除く。）については、先に届け出た際の届出書（交付用）の写しを添付することにより、記載を省略して差し支えない。この場合において、先の届出が電子情報処理組織（NACCS）の汎用申請により行われたものであるとき（先の届出書に受理印がないとき）は、先の届出書の写しに、その汎用申請業務により通知された当該届出書の受理番号のほか「（汎用申請）」と記載することとする。</u> <u>届出者と税関事務管理人との間の委任契約等の内容を明らかにする書類についても、先に届け出た際と同一の書類である場合には、「届出者と委任契約等がある場合には、その内容」欄にその旨及び受理番号等を付記することにより、後に届け出る際には当該書類の添付を省略して差し支えない。</u> <u>〈届出者に関する記載事項〉</u> <u>「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所を記載する。届出者が法</u>	再調査の請求についての決定を経ない審査請求について（C－7010） （同左） （新設）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
人である場合には、原則として法人名義上の住所又は居所（法人登記上の本店の所在地等）を記載することとする。 「<u>職業又は事業内容</u>」欄には、日本との輸出入に関連する又は日本国内における職業又は事業であつて、税関事務管理人に処理させる税関関係手続等との関係が分かるように記載する（例えば、税関事務管理人に輸入申告を行わせる場合には、「〇〇（貨物の種類）の輸入販売業」等。）。 〈<u>税関事務管理人に関する記載事項</u>〉 「<u>住所又は居所</u>」欄には、税関事務管理人が個人である場合にはその住所又は居所を、税関事務管理人が法人である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。 「<u>届出者との続柄（関係）</u>」欄には、届出者が税関事務管理人にその税関関係手続等の処理をさせることとなった関係（法人の場合にあつては、職業又は事業上の関係等）を記載する。また、関税法施行令第84条の2各号に掲げる特殊の関係がある場合には、併せて「関税法施行令第84条の2第〇号の関係」等と記載する。 「<u>届出者と委任契約等がある場合には、その内容</u>」欄には、届出者と税関事務管理人との間に税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その契約の内容（契約の種類、期間等）を簡潔に記載するとともに、当該契約の内容を明らかにする書類を届出書に添付する。「委任契約等」には、委任契約のほか、準委任契約や請負契約を含む。「委任契約等の内容を明らかにする書類」としては、委任状に契約内容の記載がない場合は、その契約の内容が分かるその他の書類も併せて添付する。 なお、委任契約等がない場合（個人間で税関関係手続等の処理を1回のみ依頼する場合等）には、記載を要しない。 「<u>職業又は事業内容</u>」欄には、税関事務管理人がその税関関係手続等の処理につき便宜を有する者であることが分かるように職業又は事業の種類を記載する（例えば、「通関業者」「倉庫業者」「運送業者」等。）。 「<u>税関事務管理人を定めた理由</u>」欄には、本邦に住所等を有しない届出者がその税関関係手続等を処理する必要があるが生じた理由、その税関関係手続等を処理していた届出者が本邦に住所等を有しないこととなった理由等について具体的に記載する。	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>「税関事務管理人に処理させる税関関係手続等」欄には、処理させる税関関係手続等について具体的に記載する（税関関係手続に関する一切の業務を処理させる等の場合でも、例えば、主に想定している税関関係手続等の例示や、輸入／輸出／輸入及び輸出の別等を括弧書きで記載する。可能な範囲で税関関係手続等を行おうとする税関官署についても記載する。）。</u> <u>なお、税関事務管理人に税関関係手続等を処理させる必要がなくなった場合には、その税関事務管理人の届出書を提出した税関官署に対し、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C－7510）を速やかに提出することとする。</u>	

加工再輸入減税制度マニュアル改正（2023 年 10 月）について

令和 5 年 10 月
財務省・税関

加工再輸入減税制度（暫 8）において、「加工・組立輸出貨物確認申告書」（P-7700）の訂正等が発生した場合、その手続を輸出・輸入いずれの税関官署でも行えるようマニュアル改正を行いました。

【改正の概要】

●確認申告書（その添付書類を含む）の訂正

MSX 業務で輸出した後、確認申告書（その添付書類を含む）にやむを得ず誤りが発生した場合においては、訂正は原則として輸入申告官署で行うこととされていました。

⇒【改正後】輸出申告の方法を問わず、輸出許可官署でも可能となります。

《改正箇所》

V 加工再輸入減税制度 Q & A 4 3

●契約の変更等

MSX 業務で輸出した後、契約の変更等が発生した場合においては、変更等は原則として輸入申告官署で行うこととされていました。

⇒【改正後】輸出申告の方法を問わず、輸出許可官署、輸出申告官署でも可能となります。

《改正箇所》

Ⅲ 輸入通関手続関係 8. 契約書等（3）契約の変更等

V 加工再輸入減税制度 Q & A 1 5 及び 3 1

不明な点は、各税関の減免税担当にお問い合わせください。

3F 横浜税関 エリア略図



エレベーターをご利用いただき、大会議室までお越しください。